

千曲市小規模保育事業所設置・運営事業者選定 審査基準

■審査方法

- ・審査は、審査項目ごとにA～Eの５段階評価により行い、下表の採点基準のとおり得点計算を行う。
- ・選定委員１人につき、書類審査（配点：100点）とプレゼンテーション審査（配点：120点）の合計点（220点満点）を持ち点とし、事業者の評価点は、選定委員５人の合計点（1,100点満点）とする。
- ・最低基準点を満点の50%とし、合計評価点が最低基準点を満たす事業者がなかった場合は、「該当なし」とする。

	審査項目		審査内容（審査の視点）
書類審査	（１）設置者 に関すること	①法人の運営実績	保育所等運営状況（運営する認可保育所等における指導監査等の状況はどうか。）
			運営実績（法人は、認可保育所等の運営において十分な事業実績を有しているか。）
		②法人の財務状況	経営状況（決算報告書等の状況から、経営状況は良好か。小規模保育事業の設置・運営に支障をきたさないか。）
			保有資金状況（預貯金残高証明書等の状況から、保有資金の状況は良好か。年間事業費の1/12以上の普通預金等を保有しているか。）
			開設資金（開設資金計画書の財源内訳から、開設までの資金は十分か。借入金がある場合は、償還が確実に履行される見通しがあるか。）
	（２）立地・ 建物・設備に 関すること	①設置予定地と保育需要	（対象地区の中でも保育需要がある場所か。募集要項に示した用地・建物の要件を満たしているか。）
		②施設整備等について	児童の利用設備の設置階（保育室等を2階以上に設ける場合は条例の要件を満たしているか。）
			乳児室、ほふく室、保育室及び遊戯室の面積（条例の要件以上の広さがあるか。）
			屋外遊技場の確保（敷地内か代替地か。敷地内の場合、条例の要件以上の広さがあるか。）
			送迎用駐車場の確保等周辺道路の交通対策（十分な対策がされているか。）
	（３）運営方 針に関すること	①保育内容について	利用定員（定員数、年齢別の定員構成は適切か。）
			開所時間（延長保育に対応しているか。）
		②給食の提供について	給食提供方法（適切な提供方法か。）
			アレルギー食対応（適切に対応しているか。）
	小 計		100点
プレゼン テー ション 審査	（４）実現性 等に関すること	①設置予定地について	設置予定地の周辺環境の評価（事業予定地を選定した理由には妥当性があるか。事業予定地の周辺環境に問題はないか。）
		②職員配置計画について	管理者（施設長）の配置についての評価（管理者（施設長）予定者は、小規模保育事業所を運営するに当たり、十分な知識、経験を有する者か。）
			保育従事者等職員の確保方法についての評価（保育士等の確保方法に確実性があるか。市内の他園への影響に配慮しているか。）
			職員の育成・雇用継続に向けた取組に対する評価（考え方が適切であり、具体性があるか。）
		③事業の運営方針につい て	保育方針・姿勢についての評価（保育理念及び運営方針は、適切な内容であり、具体性があるか。利用者の立場に立っ た運営方針となっているか。）
		④安全対策について	安全・安心な保育についての評価（対策等が適切であり、具体性があるか。）
		⑤配慮を要する子どもの 支援について	障がい児保育や育児困難家庭への支援についての評価（支援の方法が適切であり、具体性があるか。）
		⑥保護者との連携につい て	保護者との連携や苦情処理体制等についての評価（保護者対応の考え方が適切であり、具体性があるか。）
		⑦給食の提供について	給食・調理・食育についての評価（考え方が適切であり、具体性があるか。）
		⑧地域との連携及び連携 施設について	地域との信頼関係構築に関する考え方についての評価（考え方が適切であり、具体性があるか。）
			連携施設確保の考え方についての評価（考え方が適切であり、具体性があるか。）
		⑨総合評価	立地、建物、設備、周辺環境等、ハード面の総合的な評価
			運営に当たっての創意工夫や提案事業、保育方針・姿勢等、ソフト面の総合的な評価
	小 計		120点
	合 計		220点

■採点基準

評価	判断基準	得点計算方法
A	優れている	各項目の配点×1.0
B	やや優れている	各項目の配点×0.8
C	普通	各項目の配点×0.6
D	やや劣る	各項目の配点×0.4
E	劣る	各項目の配点×0.2